

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2025 年 6 月 30 日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

グリーンローン原則（LMA APLMA LSTA GLP）
グリーンローンガイドライン（環境省 2024 年版）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、各種原則等の適合性について、外部評価を受けていることを確認している。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

・グリーンボンド原則（International Capital Market Association）
・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
・サステナビリティボンド・ガイドライン（International Capital Market Association）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

各種原則等に適合する投融資について、外部評価を受けている。なお、サステナビリティボンドについては、経営企画部においてグリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

サステナビリティ・リンク・ローン原則（LMA APLMA LSTA SLLP） サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省 2024 年版）
--

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行が融資実行したお客さまに対して野心的目標を設定。MS&AD インターリスク 総研株式会社の支援を受け、レポーティングを実施。フレームワークに対して R&I （株式会社格付投資情報センター）から、セカンドオピニオンを取得。
--

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（International Capital Market Association） ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
--

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価を受けている債券に投資している。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック (International Capital Market Association)
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 (金融庁、経済産業省、環境省)
- ・グリーンボンド原則 (International Capital Market Association)
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン (環境省)

(2) 上記 (1) の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

外部評価機関の適合性評価を受けていることを確認し、投融資を実行している。

以 上